

改正案

現行

（登録申請書のその他の記載事項）

（登録申請書のその他の記載事項）

第二条 法第六十六条の三第二項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

第二条 法第六十六条の三第二項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一（略）

一（略）

二 法人であるときは、その役員（取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員。以下この号において同じ。））、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が他の会社の常務に従事し、又は事業を営んでいる場合にあっては、当該役員の氏名並びに当該他の会社の商号及び事業の種類

二 法人であるときは、その役員（法第二十一条第一号に規定する役員をいう。以下同じ。）が他の会社の常務に従事し、又は事業を営んでいる場合にあっては、当該役員の氏名並びに当該他の会社の商号及び事業の種類

三（略）

三（略）

（登録申請書の添付書類）

（登録申請書の添付書類）

第四条 法第六十六条の三第二項第四号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げるものとする。

第四条 法第六十六条の三第二項第四号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一（略）

一（略）

二 法人であるときは、役員（法第二十一条第一号に規定する役員をいう。以下同じ。）の履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）及び住民票の抄本又はこれに代わる書面（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）並びに役員が法第二十八条の四第一項第九号イからトまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

二 法人であるときは、役員（法第二十一条第一号に規定する役員をいう。以下同じ。）の履歴書及び住民票の抄本又はこれに代わる書面並びに役員が法第二十八条の四第一項第九号イからトまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

三・四（略）

三・四（略）

（禁止行為）

（禁止行為）

第十三条 法第六十六条の十三第三号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げるものとする。

第十三条 法第六十六条の十三第三号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一〜三（略）

一〜三（略）

四 個人である証券仲介業者又は証券仲介業者の役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）若しくは使用人（証券仲介業に従事する者に限る。）が専ら投機的利益の追求を目的として有価証券の売買等をする行為

四 個人である証券仲介業者又は証券仲介業者の役員若しくは使用人（証券仲介業に従事する者に限る。）が専ら投機的利益の追求を目的として有価証券の売買等をする行為

五〇十七 (略)

十八 証券仲介業者又はその役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。第二項から第七項までにおいて同じ。)若しくは使用人が顧客に関する非公開情報(当該証券仲介業者又はその親法人等若しくは子法人等の役員若しくは使用人が職務上知り得た顧客の有価証券の売買等に係る注文の動向その他の特別の情報をいう。以下この号において同じ。)を、その親法人等若しくは子法人等から受領する行為若しくはその親法人等若しくは子法人等に提供する行為(当該証券仲介業者若しくはその親法人等若しくは子法人等又はそれらの役員若しくは使用人による非公開情報の提供につき事前に当該顧客の書面による同意がある場合並びに親法人等若しくは子法人等が所属証券会社等である場合であつて、証券会社の行為規制等に関する内閣府令(昭和四十年大蔵省令第六十号。次号及び次条において「行為規制等府令」という。)第十条第十五号イからハまでに掲げる情報を受領する場合及び第十五条第九号イからハまでに掲げる情報を提供する場合を除く。)

又は親法人等若しくは子法人等から取得した顧客に関する非公開情報(当該親法人等若しくは子法人等が当該顧客の書面による同意を得ずに提供したものに限る。)を利用して有価証券の売買その他の取引等を勧誘する行為

一九・二十 (略)

2 前項第十八号の「親法人等」とは、証券仲介業者の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を保有していることその他の当該証券仲介業者と密接な関係を有する法人等として次に掲げる要件のいずれかに該当する者をいう。

一・二 (略)

3 (略)

4 第一項第十八号の「子法人等」とは、法人である証券仲介業者が総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を保有していることその他の当該証券仲介業者と密接な関係を有する法人等として次に掲げる要件のいずれかに該当する者をいう。

一・二 (略)

5 (略)

6 第二項第一号及び第四項第一号に規定する「特定の要件に該当する者」とは、次に掲げる要件のいずれかに該当する者をいう。

一 専ら当該証券仲介業者又は当該証券仲介業者及び当該証券仲介業者の親法人等(第二項に規定する親法人等をいう。以下この項において同じ。)若しくは子法人等(第四項に規定する子法人等をいう。以下この項において同じ。)である証券仲介業者若しくは証券会社の証券仲介業又は証券業の遂行のための業務を行っていること。

五〇十七 (略)

十八 証券仲介業者又はその役員若しくは使用人が顧客に関する非公開情報(当該証券仲介業者若しくはその親法人等若しくは子法人等の役員若しくは使用人が職務上知り得た顧客の有価証券の売買等に係る注文の動向その他の特別の情報をいう。以下この号において同じ。)を、その親法人等若しくは子法人等から受領する行為若しくはその親法人等若しくは子法人等に提供する行為(当該証券仲介業者若しくはその親法人等若しくは子法人等又はそれらの役員若しくは使用人による非公開情報の提供につき事前に当該顧客の書面による同意がある場合並びに親法人等若しくは子法人等が所属証券会社等である場合であつて、証券会社の行為規制等に関する内閣府令(昭和四十年大蔵省令第六十号。第十七号及び次条において「行為規制等府令」という。)第十条第十五号イからハまでに掲げる情報を受領する場合及び第十五条第九号イからハまでに掲げる情報を提供する場合を除く。)

又は親法人等若しくは子法人等から取得した顧客に関する非公開情報(当該親法人等若しくは子法人等が当該顧客の書面による同意を得ずに提供したものに限る。)を利用して有価証券の売買その他の取引等を勧誘する行為

一九・二十 (略)

2 前項第十五号の「親法人等」とは、証券仲介業者の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を保有していることその他の当該証券仲介業者と密接な関係を有する法人等として次に掲げる要件のいずれかに該当する者をいう。

一・二 (略)

3 (略)

4 第一項第十五号の「子法人等」とは、法人である証券仲介業者が総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を保有していることその他の当該証券仲介業者と密接な関係を有する法人等として次に掲げる要件のいずれかに該当する者をいう。

一・二 (略)

5 (略)

6 第二項第一号及び第四項第一号に規定する「特定の要件に該当する者」とは、次に掲げる要件のいずれかに該当する者をいう。

一 専ら当該証券仲介業者又は当該証券仲介業者及び当該証券仲介業者の親法人等若しくは子法人等である証券仲介業者若しくは証券会社の証券仲介業又は証券業の遂行のための業務を行っていること。

二・三 (略)

7 (略)

8 証券仲介業者、第二項第一号イ(1)に掲げる者、同号イ(2)に規定する役員(法人であるものに限る。以下この項において同じ。)及び主要株主(法人等であるものに限る。以下この項において同じ。)、同号イ(4)に規定する他の法人等及びその役員、同項第二号本文に規定する法人等及び金融庁長官が指定した者、同号イに規定する役員、同号ロに規定する法人等、同号ハに規定する法人等、第四項第一号イ(2)に規定する役員及び主要株主、同号イ(4)に規定する他の法人等及びその役員、同項第二号イに規定する役員、同号ロに規定する法人等並びに同号ハに規定する法人等の株式又は出資に係る議決権の保有の判定に当たって、その保有する議決権には、他人(仮設人を含む。以下この条において同じ。)の名義によって保有する議決権及び次に掲げる場合における株式又は出資に係る議決権を含むものとする。

一〇五 (略)

9 証券仲介業者、第二項第一号イ(1)に掲げる者、同号イ(2)に規定する役員(法人であるものに限る。以下この項において同じ。)及び主要株主(法人等であるものに限る。以下この項において同じ。)、同号イ(4)に規定する他の法人等及びその役員、同項第二号本文に規定する法人等及び金融庁長官が指定した者、同号イに規定する役員、同号ロに規定する法人等、同号ハに規定する法人等、第四項第一号イ(2)に規定する役員及び主要株主、同号イ(4)に規定する他の法人等及びその役員、同項第二号イに規定する役員、同号ロに規定する法人等並びに同号ハに規定する法人等の株式に係る議決権の保有の判定に当たって、その保有する議決権(他人の名義によって所有する株式及び前項各号に掲げる場合における株式に係る議決権を含む。)には、次に掲げる株式に係る議決権を含まないものとする。

一〇四 (略)

10 第二項第一号イ(2)に規定する役員(法人でないものに限る。第三号を除き、以下この項において同じ。)及び主要株主(法人等でないものに限る。以下この項において同じ。)、同号イ(3)に掲げる者、同号イ(4)に規定する役員、同項第二号イに掲げる者(法人でないものに限る。以下この項において同じ。)、第四項第一号イ(2)に規定する役員及び主要株主、同号イ(3)に掲げる者、同号イ(4)に規定する役員並びに同項第二号イに掲げる者の株式又は出資に係る議決権の保有の判定に当たって、その保有する議決権(他人の名義によって所有する株式又は出資及び第八項各号に掲げる場合における株式又は出資に係る議決権を含む。)には、第九項各号に掲げる株式に係る議決権及び次に掲げる株式又は出資に係る議決権を含まないものとする。

一・二 (略)

二・三 (略)

7 (略)

8 証券仲介業者、第二項第一号イ(1)に掲げる者、同号イ(2)に規定する主要株主(法人等であるものに限る。以下この項において同じ。)及び主要株主(法人等であるものに限る。以下この項において同じ。)、同号イ(4)に規定する他の法人等、同項第二号本文に規定する法人等及び金融庁長官が指定した者、同号ロに規定する法人等、同号ハに規定する法人等、第四項第一号イ(2)に規定する主要株主(法人等であるものに限る。以下この項において同じ。)及び主要株主(法人等であるものに限る。以下この項において同じ。)、同号イ(4)に規定する他の法人等、同項第二号ロに規定する法人等並びに同号ハに規定する法人等の株式又は出資に係る議決権の保有の判定に当たって、その保有する議決権には、他人(仮設人を含む。以下この条において同じ。)の名義によって保有する議決権及び次に掲げる場合における株式又は出資に係る議決権を含むものとする。

一〇五 (略)

9 証券仲介業者、第二項第一号イ(1)に掲げる者、同号イ(2)に規定する主要株主(法人等であるものに限る。以下この項において同じ。)及び主要株主(法人等であるものに限る。以下この項において同じ。)、同号イ(4)に規定する他の法人等、同項第二号本文に規定する法人等及び金融庁長官が指定した者、同号ロに規定する法人等、同号ハに規定する法人等、第四項第一号イ(2)に規定する主要株主(法人等であるものに限る。以下この項において同じ。)及び主要株主(法人等であるものに限る。以下この項において同じ。)、同号イ(4)に規定する他の法人等、同項第二号ロに規定する法人等並びに同号ハに規定する法人等の株式に係る議決権の保有の判定に当たって、その保有する議決権(他人の名義によって所有する株式及び前項各号に掲げる場合における株式に係る議決権を含む。)には、次に掲げる株式に係る議決権を含まないものとする。

一〇四 (略)

10 第二項第一号イ(2)に規定する役員及び主要株主(法人等でないものに限る。以下この項において同じ。)及び主要株主(法人等でないものに限る。以下この項において同じ。)、同号イ(3)に掲げる者、同号イ(4)に規定する役員、同項第二号イに掲げる者、第四項第一号イ(2)に規定する役員及び主要株主(法人等でないものに限る。以下この項において同じ。)、同号イ(3)に掲げる者、同号イ(4)に規定する役員並びに同項第二号イに掲げる者の株式又は出資に係る議決権の保有の判定に当たって、その保有する議決権(他人の名義によって所有する株式又は出資及び第八項各号に掲げる場合における株式又は出資に係る議決権を含む。)には、第九項各号に掲げる株式に係る議決権及び次に掲げる株式又は出資に係る議決権を含まないものとする。

一・二 (略)

三 会社の役員又は従業員が当該会社の他の役員又は従業員と共同して当該会社の株式の取得（一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われ、各役員又は従業員の一相当たりの拠出金額が百万円に満たないものに限り。）をした場合（当該会社が会社法（平成十七年法律第八十六号）第百五十六条第一項（同法第百六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき取得していた株式以外のものを取得したときは、証券会社に委託して行った場合に限る。）において当該取得した株式を信託された者が所有する当該株式（当該信託された者が当該株式について第八項第二号及び第三号に掲げる権限を有する場合を除く。）

（報告書の縦覧）

第十七条 財務局長等は、その登録をした証券仲介業者の直前事業年度に係る前条の報告書のうち、顧客の秘密を害するおそれのある事項及び当該証券仲介業者の業務の遂行上不当な不利益を与えるおそれのある事項を除き投資者保護に必要と認められる部分を、当該証券仲介業者の主たる営業所又は事務所を管轄する財務局又は福岡財務支局に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

別表第一（第七条関係）

届出事項	記載事項	添付書類
(略)	(略)	(略)
役員の変更	一 変更があった役員 の氏名又は名称 二 (略)	一 (略) 二 履歴書（役員が法人であるときは当該役員 の沿革を記載した書面） （以下新任の場合のみ） 三 住民票の抄本又

三 会社の役員又は従業員が当該会社の他の役員又は従業員と共同して当該会社の株式の取得（一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われ、各役員又は従業員の一相当たりの拠出金額が百万円に満たないものに限り。）をした場合（当該会社が商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百十條第一項又は第二百十一條ノ三第一項（第一号を除く。）の規定に基づき買付けていた株式以外のものを買付けたときは、証券会社に委託して行った場合に限る。）において当該取得した株式を信託された者が所有する当該株式（当該信託された者が当該株式について第八項第二号及び第三号に掲げる権限を有する場合を除く。）

（報告書の縦覧）

第十七条 財務局長等は、その登録をした証券仲介業者の直前営業年度又は直前事業年度に係る前条の報告書のうち、顧客の秘密を害するおそれのある事項及び当該証券仲介業者の業務の遂行上不当な不利益を与えるおそれのある事項を除き投資者保護に必要と認められる部分を、当該証券仲介業者の主たる営業所又は事務所を管轄する財務局又は福岡財務支局に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

別表第一（第七条関係）

届出事項	記載事項	添付書類
(略)	(略)	(略)
役員の変更	一 変更があった役員 の氏名 二 (略)	一 (略) 二 履歴書（以下新任の場合のみ） 三 住民票の抄本又はこれに代わる書面 四 (略)

(略)	証券仲介業者又はその役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員)が常務に従事する他の会社の変更	(略)	
(略)		(略)	
(略)		(略)	はこれに代わる書面(役員が法人であるときは、当該役員)の登記事項証明書 四 (略)

(略)	証券仲介業者又はその役員が常務に従事する他の会社の変更	(略)	
(略)		(略)	
(略)		(略)	

証券中介業者に関する内閣府令（平成十六年内閣府令一号）

改正案	現行												
別紙様式第1号（第1条第1項関係）  (日本工業規格A4) (第1面)  (略)  (第2面)	別紙様式第1号（第1条第1項関係）  (日本工業規格A4) (第1面)  (略)  (第2面)												
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">(略)</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>4. <u>役員</u>の氏名又は名称</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)	4. <u>役員</u> の氏名又は名称	(略)	(略)	(略)	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">(略)</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>4. <u>役員</u>の氏名</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)	4. <u>役員</u> の氏名	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)												
4. <u>役員</u> の氏名又は名称	(略)												
(略)	(略)												
(略)	(略)												
4. <u>役員</u> の氏名	(略)												
(略)	(略)												
<p>(記載上の注意)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 「2. 商号又は名称」、「3. 氏名」「4. 役員<u>の氏名又は名称</u>」 (1)～(3) (略)</p> <p>(4) 申請者が個人である場合は、「4. 役員<u>の氏名又は名称</u>」への記載は省略すること。 4～7 (略)</p> <p style="text-align: right;">(第3面)</p> <p><u>(別添1：役員<u>の氏名又は名称</u>)</u></p> <p style="text-align: center;">商号又は名称 ( 年 月 日現在)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;"><u>(ふりがな)</u> 氏名又は名称</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">役 職 名</td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> </tr> </table>	<u>(ふりがな)</u> 氏名又は名称	役 職 名			<p>(記載上の注意)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 「2. 商号又は名称」、「3. 氏名」「4. 役員<u>の氏名</u>」 (1)～(3) (略)</p> <p>(4) 申請者が個人である場合は、「4. 役員<u>の氏名</u>」への記載は省略すること。 4～7 (略)</p> <p style="text-align: right;">(第3面)</p> <p><u>(別添1：役員<u>の氏名</u>)</u></p> <p style="text-align: center;">商号又は名称 ( 年 月 日現在)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;"><u>(ふりがな)</u> 氏 名</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">役 職 名</td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> </tr> </table>	<u>(ふりがな)</u> 氏 名	役 職 名						
<u>(ふりがな)</u> 氏名又は名称	役 職 名												
<u>(ふりがな)</u> 氏 名	役 職 名												
<p><u>(注意事項)</u></p> <p>役員に変更があった場合には、第七条による届出書に、本様式により作成した変更後の全役員<u>の氏名又は名称及び役職名</u>を記載した書面（2部）を添付すること。</p>	<p><u>(注意事項)</u></p> <p>役員に変更があった場合には、第七条による届出書に、本様式により作成した変更後の全役員<u>の氏名及び役職名</u>を記載した書面（2部）を添付すること。</p>												

(略)	(第4面)	(略)	(第4面)
(略)	(第5面)	(略)	(第5面)
(略)	(第6面)	(略)	(第6面)
(略)	(第7面)	(略)	(第7面)
(別添6：法人の登録申請者の役員の兼職又は兼業状況) (略)	(第8面)	(別添6：法人の登録申請者の役員の兼職又は兼業状況) (略)	(第8面)
(注意事項) <u>役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員。以下同じ。）が常務に従事している他の会社の商号若しくは名称及び業務の種類又は他に営んでいる事業の種類に変更があった場合には、第七条による届出書に、本様式により作成した変更後の全ての役員が常務に従事している他の会社の商号若しくは名称及び業務の種類又は他に営んでいる事業の種類を記載した書類（2部）を添付すること。</u>		(注意事項) <u>役員が常務に従事している他の会社の商号若しくは名称及び業務の種類又は他に営んでいる事業の種類に変更があった場合には、第七条による届出書に、本様式により作成した変更後の全ての役員が常務に従事している他の会社の商号若しくは名称及び業務の種類又は他に営んでいる事業の種類を記載した書類（2部）を添付すること。</u>	
(略)	(第9面)	(略)	(第9面)